

2025 年 1 0 月 1 日

1st Birthday 休暇の新設について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、子育て支援および働きがいの向上を目的として子の満 1 歳の誕生日に利用できる「1st Birthday 休暇」を新設しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

育児・介護休業法では、労働者は原則として子の満 1 歳の誕生日の前日まで育児休業を取得することが可能であり、これまで当行においても育児休業を取得する女性職員の多くは子の満 1 歳の誕生日が復職日となっていました。当行では、記念すべき子の初めての誕生日に家族でゆっくり過ごしてもらうため、育児休業に続けて誕生日まで休めるように取得可能な休暇を新設し、子育て世代の職員のエンゲージメント向上をはかります。

当行は、これからも職員一人ひとりが働きやすさや働きがいを感じながら、パフォーマンスを発揮し、生き活きと働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。

記

1 概 要

名 称	1st Birthday 休暇
対象者	子が満 1 歳になる全役職員（嘱託職員・パートタイマー含む。）
休暇日数	子の満 1 歳の誕生日につき 1 日（誕生日当日に限る。）

2 実施日

2025 年 1 0 月 1 日（水）

3 参 考

(1) 当行の育児休業の取得状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度上半期
女性育児休業取得率	96.3%	82.8%	138.9%	95.8%	84.6%
男性育児休業取得率	26.3%	118.2%	92.3%	107.1%	120.0%
女性育児休業取得者数	26 名	24 名	25 名	23 名	11 名
男性育児休業取得者数	5 名	26 名	12 名	15 名	12 名
男性育児休業平均取得日数	3.6 日	20.6 日	12.5 日	12.5 日	16.7 日

（注）育児休業取得率については、育児・介護休業法に基づき算出しており、嘱託職員、パートタイマーを含めています。

また、過年度に出産した職員または配偶者が出産した職員が、翌事業年度に育児休業を取得することがあるため、取得率が 100%を超えることがあります。

(2) 仕事と育児の両立支援に向けた当行の主な取組み

○ 仕事と子育ての両立支援ハンドブック

子育てに関する制度や手続き、仕事と子育ての両立を支援するための基礎知識、当事者の上司である役席者の心構えや、対応すべき事項などを記載

○ 育休復帰支援面談（男性職員・女性職員）

出産前から育休復帰後まで合計3回の面談（働き方や両立に関する情報などを共有）

○ 育休取得者ミーティングの開催

育休取得者を対象に、復帰に対する不安を解消するための各種両立支援制度の説明や参加者同士の意見交換を実施

○ 産後パパ育休の導入

子の出生後8週間以内に最大4週間育休取得可能（全期間有給・分割取得可）

○ 子供手当の支給

生計を一にする満18歳未満の子がいる行員に対し、満18歳の誕生日の属する月まで毎月支給する。

○ 育児手当の支給

生計を一にする満3歳未満の子がいる職員（行員・嘱託職員・パートタイマー）に対し、満3歳の誕生日の属する月まで毎月支給する。

（以 上）



SDG s (Sustainable Development Goals)

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標であり、2030年までに解決すべき世界的優先課題 17 目標と目標を達成するための 169 のターゲットが示されています。